

令和2年1月31日 第1回総務企画専門委員会 審議
令和2年4月23日 実行委員会第2回常任委員会 報告

いちご一會とちぎ国体那須町協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、いちご一會とちぎ国体の那須町開催競技及びその競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いに關し、必要な事項を定める。

2 協賛の形態

(1) 物品協賛

大会運営用物品歓迎装飾用物品など具体的な物品提供

(2) 広告協賛

いちご一會とちぎ国体那須町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する広報活動への支援

(3) 施設協賛

企業等が所有する施設などの提供、貸与による支援

(4) その他の協賛

その他、実行委員会が認めるもの

3 協賛の手続き

(1) 協賛は、実行委員会において受け入れる。

(2) 協賛の申込みは、協賛申込書（第1号様式）により行う。

(3) 実行委員会は、協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領証明書（第2号様式）を協賛者に交付する。

(4) 協賛の方法は、提供又は貸与とする。

(5) 協賛物品等の搬入、据付及び撤去等にかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

4 協賛として受け入れないもの

次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないものとする。

(1) 大会の趣旨に反するもの

(2) 法令、公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの

(3) 政治活動、宗教活動等にあたると認められるもの

(4) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの

(5) その他、実行委員会が適当でないと認めるもの

5 協賛の表示

(1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じて、協賛者名を協賛物品等に直接文字、イラスト等により表示することができる。ただし、協賛物品等に直接表示することができない場合には、この限りではない。

(2) 前号の協賛の表示は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、実行委員会と協議し、実行委員会の承認を得て行うものとする。

6 協賛への謝意

実行委員会は、協賛物品等の提供を受け入れたときは、協賛者に対し感謝状を贈呈することができる。

また、必要に応じてホームページ等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受入れ期間

協賛の受入れ期間は、大会終了までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(第1号様式)

協賛申込書

年 月 日

いちご一會とちぎ国体那須町実行委員会
会長 様

(申込者)

住 所

名 称

代表者名

印

電話番号

那須町で開催されるいちご一會とちぎ国体及び競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、次のとおり協賛いたします。

協賛物品等名	
仕様（規格、内容等）	
単価	
数量	
総額（相当額）	
協賛方法	提供 ・ 貸与
引渡し年月日	年 月 日
その他	

[個人協賛者は、下記にチェックをお願いします]

- 「いちご一會とちぎ国体那須町協賛取扱要項」及び別紙「個人協賛にあたっての確認書」に同意します。
 同意する
- 氏名の公表に同意します。
 同意する 同意しない

【担当者連絡先】所属名

氏 名

電 話

協賛受領証明書

那須町で開催されるいちご一会とちぎ国体及び競技別リハーサル大会の開催趣旨にご賛同いただき、下記のとおり協賛品等を受領したことを証明します。

記

協賛物品等名	
仕様（規格、内容等）	
単価	
数量	
総額（相当額）	
協賛方法	提供・貸与
受領年月日	年　月　日
その他	

年　　月　　日

住　所
氏　名　　様

いちご一会とちぎ国体那須町実行委員会
会　長

いちご一会とちぎ国体那須町協賛取扱基準

1 趣旨

この基準は、いちご一会とちぎ国体那須町協賛取扱要項（以下「取扱要項」という。）第8項の規定に基づき、協賛の謝意及び協賛の表示について必要な事項を定める。

2 謝意実施基準

協賛者への謝意を表明する基準については、次のとおりとする。

協賛者	総額（相当額）	謝意表明		贈呈者
企業・団体	10万円以上	感謝状	贈呈式	会長又は副会長
	10万円未満	礼状	郵送	—
個人	5万円以上	感謝状	贈呈式	会長又は副会長
	5万円未満	礼状	郵送	—

3 協賛者名掲載基準

協賛者名を掲載する基準については、次のとおりとする。

協賛者	総額（相当額）	ホームページ	報告書等	協賛物品	愛称等を使用したフレーズ
企業・団体	10万円以上	協賛者バナー貼付、写真及び記事掲載	協賛者名掲載	掲載可能物品全てに協賛者名掲載	使用可
	10万円未満	協賛者名掲載			
個人	5万円以上	写真及び記事掲載	協賛者名掲載		
	5万円未満	協賛者名掲載			

4 備考

- (1) 協賛物品等については、市場価格に金額換算して総額（相当額）算出する。
金額換算が困難である協賛内容については、別途協議のうえ決定する。
- (2) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。なお、時期については、協賛のあった後の直近に開催される総会、又は個別に実施する。
- (3) 同一者から複数回にわたり協賛の申出があった場合は、累積額により謝意を表すこととする。
- (4) 協賛者名の掲載先は、実行委員会ホームページ、報告書等、協賛物品とする。

(5) 愛称等を使用したフレーズの使用範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の愛称等を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認のうえ使用することとする。

(例)

○○○は、
第77回国民体育大会
いちご一会とちぎ国体
第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」

那須町開催
競技を応援しています。
の協賛企業です。
自転車競技会（ロードレース）を応援しています。
自転車競技会（ロードレース）の協賛企業です。

個人協賛にあたっての確認書

いちご一会とちぎ国体那須町実行委員会（以下「実行委員会」という。）への個人協賛にあたっては、いちご一会とちぎ国体那須町協賛取扱要項（以下「取扱要項」という。）及び当該確認書の内容を予めご確認いただき、協賛申込書（様式第1号）の同意欄にチェックしたうえで申込みをお願いいたします。

1 個人情報の取扱い

- (1) 「取扱要項」及び「個人協賛にあたっての確認書」への同意が必要となります。
- (2) 氏名の公表に同意した場合、協賛物品並びに実行委員会ホームページ等に個人の名前を掲載することができます。なお、個人協賛における氏名公表についての詳細事項は、実行委員会と協議のうえ決定していくことになります。
- (3) 実行委員会は、協賛申込書において知り得た協賛者の氏名、住所その他の個人情報を、協賛の受入れ、取扱い、各種連絡等において利用する場合があります。

2 反社会的勢力の排除

個人協賛者は、次の各号に掲げる事項を確約するとともに、それに違反した場合、いかなる理由でもその責任を負い、協賛の取消し・無効・損害賠償等のいかなる措置にも異議申し立てをしないものとします。

- (1) 個人協賛者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる団体等を構成する者ではなく、反社会的勢力との間に特段の関係もないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用して、協賛を行うものでないこと。